

◎佐賀県条例第18号

佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例

佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(指定管理者)</p> <p>第3条 知事は、福祉センターの施設のうち<u>勤労身体障害者教養文化体育館</u>（以下「<u>体育館</u>」という。）の管理を、法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>体育館</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>体育館</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>体育館</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 <u>体育館</u>の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>体育館</u>の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p> | <p>(指定管理者)</p> <p>第3条 知事は、福祉センターの施設のうちSAGA<u>パラスポーツセンター</u>（以下「<u>パラスポーツセンター</u>」という。）の管理を、法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>パラスポーツセンター</u>の運営に関する業務</p> <p>(2) <u>パラスポーツセンター</u>の施設の利用に関する業務</p> <p>(3) <u>パラスポーツセンター</u>の施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第4条 <u>パラスポーツセンター</u>の施設を利用する者は、利用の際、指定管理者に利用料金を納入しなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金は、<u>パラスポーツセンター</u>の施設の維持及び管理に必要な費用を、当該施設の利用予定者数で除して得た額を限度として、指定管理者が定める。</p> <p>3 略</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。